

函館市児童福祉施設等新型コロナウイルス感染症に係る  
事業継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な事業を実施する者に対する補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に定める施設等（以下「補助対象施設」という。）を運営している者とする。

- (1) 母子生活支援施設
- (2) 延長保育事業の用に供する施設
- (3) 地域放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- (4) 子育て短期支援事業の用に供する施設
- (5) 地域子育て支援拠点事業の用に供する施設
- (6) 一時預かり事業の用に供する施設
- (7) 病児保育事業の用に供する施設
- (8) 子育て援助活動支援事業の用に供する施設
- (9) 保育所
- (10) 認定こども園（幼稚園型を除く。）
- (11) 認可外保育施設

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 緊急時の職員確保を行う事業
- (2) 職場環境の復旧・環境整備等を行う事業
- (3) 感染症対策のための改修事業（第2条第2号から第8号までの

補助対象施設に限る。)

2 前項第1号および第2号の事業については、補助対象施設に勤務する者（委託業者職員および派遣会社職員を含み、ボランティアを除く。）または利用者について、新型コロナウイルス感染者もしくは感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合（令和5年4月1日から5月7日までの間においては、新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者等が発生した場合）に、補助事業者が事業を継続的に実施する場合に限るものとする。

3 第1項各号に掲げる事業の実施にあたり、函館市以外からの補助金等を受ける場合、函館市の補助の対象外とする。

（事業実施の承認申請）

第4条 補助事業者は、前条第1項第1号および第2号の補助対象事業の実施前にあらかじめ、別記第1号様式の補助事業実施承認申請書を市長に提出し、事業実施の承認を受けなければならない。

（事業実施の承認の通知）

第5条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、その内容審査および必要に応じて行う調査等により、実施事業を承認したときは、別記第2号様式により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助事業の実施に要する経費（消費税および地方消費税を除く。）の実支出額と、別表に定める補助基準額のいずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項において、補助金の額に千円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付申請は、規則第7条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、第3条第1項第1号および第2号の補助対象事業に係る申請については、別記第3号様式によるものとする。

(1) 補助事業実施計画（実績）書（別記第4号様式）

(2) 補助金等交付申請額算出調書（別記第5号様式）

(3) 積算内訳書（別記第6号様式）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 第3条第1項第1号および第2号の補助対象事業に係る申請については、事業終了後に実績に基づいて申請することを基本とする。

（補助金の交付決定等）

第8条 前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、規則第8条に規定する補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。ただし、第3条第1項第1号および第2号の補助対象事業に係る申請については、規則第17条の実績報告を兼ねるものとし、補助金の交付決定と、規則第18条に規定する補助金の額の確定を同時に行い、補助事業者あて、別記第7号様式により通知するものとする。

2 前項の通知書には、規則第9条第1項各号に掲げる条件のほか、同条第2項の規定に基づき必要と認める条件を付すものとする。

（事業の変更等の申請）

第9条 補助事業者は、第3条第3号の補助対象事業について、規則第9条第1項の規定により交付決定に付された条件に基づく変更、中止等をしようとする場合は、交付決定変更承認申請書を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 補助金等の交付の目的の達成のため弾力的な遂行を認める必要がある場合、または経費の目的を実質的に変更するものではない場合

(2) 補助金の交付の対象となる経費（消費税および地方消費税を除く。

以下「補助対象経費」という。）の2割以内の変更をする場合

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年6月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 「函館市児童福祉施設等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費補助金交付要綱」（令和2年5月7日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年9月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）

区分	定員等	補助基準額
(1) 緊急時の職員確保を行う事業		
(2) 職場環境の復旧・環境整備等を行う事業		
母子生活支援施設	—	50万円
延長保育事業	19人以下	15万円
	20人以上 59人以下	20万円
	60人以上	25万円
地域放課後児童健全育成事業 保育所 認定こども園（幼稚園型を除く。） 認可外保育施設	19人以下	30万円
	20人以上 59人以下	40万円
	60人以上	50万円
子育て短期支援事業 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業	—	30万円
(3) 感染症対策のための改修事業 （第2条第2号から第8号までの補助対象施設に限る）		100万円

※ 補助基準額は、1会計年度あたりの金額である。

※ 地域放課後児童健全育成事業は1支援の単位あたり、その他の事業は1か所あたりとする。

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日

年度 函館市児童福祉施設等新型コロナウイルス感染症  
に係る事業継続支援事業実施承認申請書

函館市長

様

住 所

施 設 名 等

代表者職氏名

新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業を実施したいので、  
函館市児童福祉施設等新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事  
業費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 対象施設名

2 対象施設種別

3 感染判明日

4 感染判明日現在の感染者等の区分および人数

（単位：人）

区分	施設利用者	施設職員	その他職員	合計
感染者				
感染者と接触 があった者※				

※感染者と同居している者に限る。また、令和5年4月1日から5月7日までの間にお  
いては、濃厚接触者等とする。

別記第2号様式（第5条関係）

函

年 月 日

様

函館市長

年 月 日付けで申請のあった函館市児童福祉施設等新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業について、内容審査の結果、下記のとおり承認したので、函館市児童福祉施設等新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知する。

記

1 承認年月日 年 月 日

2 承認施設名

別記第3号様式（第7条関係）

年度 函館市児童福祉施設等新型コロナウイルス感染症  
に係る事業継続支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住 所  
施設名等  
代表者職氏名

このことについて、補助金の交付を受けたいので、函館市児童福祉施設等新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の概要

2 補助事業の着手および完了の期日

着 手： 年 月 日

完 了： 年 月 日

3 補助事業に要した経費 円

4 補助金交付申請額 円

別記第4号様式（第7条関係）

補助事業実施計画（実績）書

事業実施者	・住所 ・施設名等 ・代表者職氏名
施設種別	
事業の内容 および実施 による効果	1. 緊急時の職員確保を行う事業 2. 職場環境の復旧・環境整備等を行う事業 3. 感染症対策のための改修事業
特記事項	

補助金等交付申請額算出調書

(施設名)

事業区分	補助事業等に要する経費 A 円	寄附金その他の収入 B 円	差引所要額 C=A-B 円	補助対象経費 D 円	補助基準により算出した額 E 円	補助基本額 F=MIN(D, E) 円	補助率 G	補助金等交付申請額 H=F*G 円	備考
							10/10以内		
合計									

- ※1 D欄は、消費税および地方消費税等を除いた額を記載すること。
- ※2 E欄は、本申請以前に同一年度内で本補助金の交付を受けている場合、要綱別表の補助基準額から交付済み補助金額を差し引いた金額を記載すること。  
この場合、備考欄に既に交付を受けた補助金の額の確定日および確定額を備考欄に記載すること。
- ※3 H欄は、1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額を記載すること。

## 積算内訳書

法人名	
施設名	
施設種別	

## 1 緊急時の職員確保を行う事業

No.	支出費目	所要額 (円)	具体的な内容・ 用途・数量等	按分する場合 その理由	備考
1					
2					
3					
4					
5					
合計					

## 2 職場環境の復旧・環境整備等を行う事業

No.	支出費目	所要額 (円)	具体的な内容・ 用途・数量等	按分する場合 その理由	備考
1					
2					
3					
4					
5					
合計					

## 3 感染症対策のための改修事業

No.	支出費目	所要額 (円)	具体的な内容・ 用途・数量等	按分する場合 その理由	備考
1					
2					
3					
4					
5					
合計					

※ 行が不足する場合は適宜行を追加すること。

別記第7号様式（第8条関係）

年度 函館市児童福祉施設等新型コロナウイルス感染症  
に係る事業継続支援事業費補助金交付決定通知書兼額確定通知書

函

年 月 日

補助対象者

住 所  
施設名等  
代表者職氏名

函館市長

印

補助事業の名称 児童福祉施設等新型コロナウイルス感染症  
に係る事業継続支援事業

（補助事業の完了期日 年 月 日）

年 月 日付けで申請のあった上記補助事業について、内容審査の結果、次のとおり決定したので、函館市児童福祉施設等新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知する。

記

- 1 この補助事業に要した経費および補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要した経費	補助金の額

- 2 補助金の交付予定時期は、次のとおりとする。

月 円

3 次の条件を承知されたい。

(1) この通知に係る補助金の交付の決定またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

(2) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部または一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。

(3) 補助事業の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。

(4) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。この場合、補助金の額の確定後においても同様とする。

ア 法令または函館市補助金等交付規則に基づく市長の措置に違反したとき。

イ 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(5) 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具およびその他の財産については、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付または担保（以下「処分」という。）に供してはならない。また、財産の処分をしようとする場合は、あらかじめ市長の承認を必要とするものとし、交付した補助金のうち処分時からこども家庭庁長官が定める期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還するものとする。さらに、財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部または一部を、市の求めにより納付させることがある。

(6) 補助事業者は、この補助事業に関する帳簿および書類を備え、これを整理しておくとともに、この補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、または適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。